

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 道に対する支援要請

町長は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、道に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を道に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって道と連携して実施する。

(2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、道と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、道の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、道に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資 料 編

国民保護計画の用語の定義【第1編・第1章・4】

(NO.1)

用語等	定義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫しているとして認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発放射線物質の放出その他の人的又は物質的災害をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明確な危険が切迫しているとして認められるに至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）に基づき政府が定める武力事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などである。
国民保護措置	<p>国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小限となるようにするための措置をいう。</p> <p>（例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等）</p>
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する武力攻撃事態対策本部をいう。

国民保護計画の用語の定義【第1編・第1章・4】

(NO.2)

用 語 等	定 義
国の対策本部長	事態対処法に基づく国の対策本部長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故あるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。
基本方針	国民保護法における「国民の保護に関する基本方針」をいい、政府が武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務の基本となるもの
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本方針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。
国民保護協議会	都道府県及び市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。
地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。
指定行政機関	事態対処法及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。
指定地方行政機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支分局等をいう。
指定公共機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社など）又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。
指定地方公共機関	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療及びその他の公共的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定したものをいう。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。
道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。
市町村対策本部	国民保護法に基づき、市町村が設置する市町村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。

国民保護計画の用語の定義【第1編・第1章・4】

(NO.3)

用語等	定義
市町村対策本部長	市町村対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、市町村長をもって充てる。
NBC攻撃	核兵器 (Nuclear weapons) 生物兵器 (Biological weapons) 化学兵器 (Chemical weapons) による攻撃をいう。
ダーティーボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設など、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質を貯蔵しているなど、その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。
自主防災組織	災害発生・拡大（特に大規模災害時）による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された自主的な防災組織をいう。

関係機関の連絡先【第1編・第3章】

番号	機 関 名	電話番号	FAX番号
1	札幌開発建設部岩見沢河川事務所	0126-23-9555	0126-23-1697
2	札幌開発建設部札幌道路事務所	0133-23-2074	0133-23-1976
3	札幌開発建設部札幌北農業事務所	011-391-0590	011-391-6245
4	北海道森林管理局空知森林管理署	0126-22-1940	0126-22-3386
5	月形刑務所	0126-53-3060	0126-37-2103
6	月形学園	0126-53-2736	0126-37-2102
7	陸上自衛隊美唄駐屯地	0126-62-7141	0126-62-7141
8	空知総合振興局地域政策部地域政策課	0126-20-0033	0126-25-8144
9	空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所	0126-26-3011	0126-26-3038
10	空知総合振興局保健環境部保健福祉室	0126-20-0100	0126-22-2514
11	空知総合振興局森林室	0126-22-1155	0126-22-1186
12	札幌方面岩見沢警察署	0126-22-0110	0126-22-0110
13	札幌方面岩見沢警察署月形駐在所	0126-53-2433	0126-22-0110
14	月形町教育委員会	0126-53-2376	0126-53-4373
15	岩見沢地区消防事務組合岩見沢消防本部	0126-22-4300	0126-25-1048
16	岩見沢地区消防事務組合月形支署	0126-53-2154	0126-53-2396
17	岩見沢消防事務組合月形消防団	0126-53-2154	0126-53-2396
18	JR北海道石狩当別駅分室	0133-23-4097	0133-23-4097
19	(株)NTT 東日本-北海道岩見沢支店	0126-22-9837	0126-32-2127
20	北海道電力株式会社岩見沢支店	0126-22-0605	0126-22-7057
21	月新水道企業団	0126-53-2365	0126-37-2882
22	月形土地改良区	0126-53-2950	0126-53-4060
23	篠津中央土地改良区	0133-23-2359	0133-23-2584
24	月形町農業協同組合	0126-53-2111	0126-53-4206
25	美唄医師会月形支部	0126-53-2241	0126-53-2242
26	月形商工会	0126-53-2341	0126-53-4144
27	月形建設業協会	0126-53-2851	0126-53-2005
28	月形町社会福祉協議会	0126-53-2928	0126-53-2927

武力攻撃事態の定義と特徴【第1編・第5章・1】

	定 義	特 徴 ・ 留 意 事 項
着 上 陸 侵 攻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵攻国が侵攻正面において、海上又は航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊等を上陸又は着陸させて、侵攻すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともにその期間も比較的長期に及ぶことが想定される。また、敵国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合は、それに先立ち航空機及び弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が予想される。 ・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が予想され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
ゲ リ ラ 及 び 特	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲリラ及び特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊及び人員に対する攻撃が行われるもの並びに正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、市街地、鉄道、橋梁等に対する注意が必要である。 ・ 少人数のグループにより行われる使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考え

<p>殊 部 隊 に よ る 攻 撃</p>	<p>暗殺及び中枢機関への攻撃が行われるもの</p>	<p>られる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。また、ダーティボム（爆弾と放射性物質を組み合わせた爆弾。）が使用される場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）並びに道及び道警察は、自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、町長又は知事の避難の指示等時宜に応じた措置を行うことが必要である。
<p>弾 道 ミ サ イ ル 攻 撃</p>	<ul style="list-style-type: none"> 弾道ミサイルによる攻撃をいい、長距離にある目標を攻撃することが可能であり、大規模破壊兵器（核、生物及び化学兵器）を搭載して攻撃することも可能 	<ul style="list-style-type: none"> 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することが極めて困難である。さらに、きわめて短時間で着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又は NBC 弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 通常弾頭の場合には NBC 弾頭の場合に比較して被害は局限され、家屋施設等の破壊及び火災等が考えられる。 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。
	<ul style="list-style-type: none"> 重要な施設の破壊等を目的として、航空機に搭載し 	<ul style="list-style-type: none"> 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、ま

<p>航空攻撃</p>	<p>たミサイル等により急襲的に行われる攻撃</p>	<p>た、攻撃目標を特定することが困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるその威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることが想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ・ なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。 ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 ・ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標を限定せず屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害が生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合には、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生並びに拡大の防止等の措置を実施する必要がある。
-------------	----------------------------	--

緊急処理事態の事例と特徴等【第1編・第5章・2】

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	特徴・留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ ダムの破壊 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダムが破壊された場合には、家屋の倒壊、流失、農作物の流失等下流に及ぼす被害は多大なものになる。

2 攻撃対象施設等による分類

(1) 多数の人数を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	特徴・留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 水源地に対する毒素等の混入 	放射性物質等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダーティボムは、爆薬と放射性物資を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射性による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要である。 ・ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
	生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ 生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトへの感染力、ワクチンの有無、

		既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒介する生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
	化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。また、特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

(2)破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

事態例	特徴・留意事項
<ul style="list-style-type: none"> 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来 	<ul style="list-style-type: none"> 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 爆発、ライフライン等が被災し、社会活動に支障が生ずる。

関係機関との協定書【第2編・第1章・第2】

NO	協 定 名	協 定 者	締結年月日
1	月新水道企業団災害時の月形町職員の救援に関する協定	月新水道企業団	H13.11. 1
2	月形学園における逃走事故発生時の公表要領（覚書）	月形学園	H17.12.19
3	災害時の町所管施設等の災害応急対策活動に関する協定書	月形建設業協会	H19. 7. 1
4	災害時住民避難用車両の使用に関する協定書	雪の聖母園他	H19. 7. 1
5	災害時要援護者用避難施設の使用に関する協定書	雪の聖母園他	H19. 7. 1
6	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラ ボトリング（株）	H20. 5.28
7	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	月形町内郵便局	H20. 5.30
8	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	道及び全道179市町村	H20. 6.10
9	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	H22. 5.31
10	災害等の発生時における月形町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	H22. 8.10
11	大規模災害等に際しての月形町、警察、消防及び自衛隊の情報共有に関する協定書	岩見沢警察署 他	H23.11. 8
12	南空知災害時相互応援に関する協定	南空知11市町	H24.11.26
13	災害時における機器の調達に関する協定	(株)共成レンテム美唄営業所	H25. 2.19
14	北海道広域消防相互応援協定	道内20市、8町、44消防組合	H 3. 4. 1
15	災害時における貨物自動車輸送の協定に関する月形町と札幌地区トラック協会岩見沢支部との協定書	札幌地区トラック協会岩見沢支部	H26. 8. 7
16	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	南空知地方石油業協同組合	H26.11.25

関係報道機関一覧【第3編・第2章】

報道機関名	所在地	電話	F A X
北海道新聞岩見沢総局	岩見沢市6条西9丁目8-4	0126-22-0120	0126-23-8602
読売新聞岩見沢支局	岩見沢市東山町109-31	0126-22-6501	0126-22-6502
毎日新聞報道部岩見沢	岩見沢市5条東4丁目	0126-24-5151	0126-22-0586
朝日新聞社岩見沢支局	岩見沢市3条東3丁目2-6	0126-22-0277	0126-22-0204
NHK札幌放送局岩見沢報道室	岩見沢市2条東1丁目2-2	0126-23-9372	0126-23-9372
NHK札幌放送局	札幌市中央区大通西1条1丁目	011-232-4001	
北海道放送株式会社	札幌市中央区北1条西5丁目	011-232-5800	
札幌テレビ放送（株）	札幌市中央区北1条西8丁目	011-241-1181	
テレビ北海道（株）	札幌市中央区大通東6丁目12-4	011-232-1117	
北海道テレビ放送（株）	札幌市豊平区平岸4条13丁目	011-821-4411	

【町対策本部長、町対策副本部長、町対策本部員の代替職員】【第3編・第2章】

名 称		代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
町対策本部長	町 長	副 町 長	教 育 長	総 務 課 長
町対策副本部長	副 町 長	教 育 長	総 務 課 長	住 民 課 長
町対策本部員	教 育 長	教 育 次 長	学 務 係 長	社会教育係長
	総 務 課 長	総務課長補佐	危機管理係長	総 務 係 長
	住 民 課 長	住民課長補佐	戸籍保険係長	生活環境係長
	保健福祉課長	保健福祉課長補佐	保 健 係 長	高齢者支援係長
	産 業 課 長	産業課長補佐	土木管理係長	住宅建築係長
	消 防 支 署 長	警 防 係 長	総 務 係 長	予 防 係 長

様式編

【様式第1号】

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国 籍	
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負 傷 非 該 当
⑨ 負傷(疾病)の状況	
⑩ 現 在 の 居 所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者から照会があれば①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人から照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分配慮しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。まら、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考に記入願います。

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国 籍	
⑦ その他個人を識別する情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分配慮しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。まら、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者氏名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

【様式第4号】

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日	
殿	
申請者 住所	
氏名	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由 (○をつけてください。③の場合、理由を記入願います。)	①被照会者の親族又は同居者であるため ②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため ③その他()
備 考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)
	日 本 その他()
その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認	
※ 備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
4 ※印の欄には記入しないこと。

【様式第5号】

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日

殿

月形町長

年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
備 考		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日 本 その他()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

【火災・災害等即時報要領】

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人()	
		重症	人()	
		中等症	人()	
	計	軽症	人()	
	不明		人	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防活動状況				
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記入して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

月形町国民保護計画書

沿革 平成19年 3月 1日 作成

平成24年 2月 8日 修正

平成27年 6月10日 修正

追 録 加 除 整 理 一 覧 表

追録の加除整理が終わったら必ずその追録号数、内容現在と加除整理の年月日をこの表に記入してください。

追録号数	内 容 現 在	加 除 整 理	整 理 者	備 考
第1号	年 月 日	年 月 日		
第2号	年 月 日	年 月 日		
第3号	年 月 日	年 月 日		
第4号	年 月 日	年 月 日		
第5号	年 月 日	年 月 日		
第6号	年 月 日	年 月 日		
第7号	年 月 日	年 月 日		
第8号	年 月 日	年 月 日		
第9号	年 月 日	年 月 日		
第10号	年 月 日	年 月 日		
第11号	年 月 日	年 月 日		
第12号	年 月 日	年 月 日		
第13号	年 月 日	年 月 日		
第14号	年 月 日	年 月 日		
第15号	年 月 日	年 月 日		